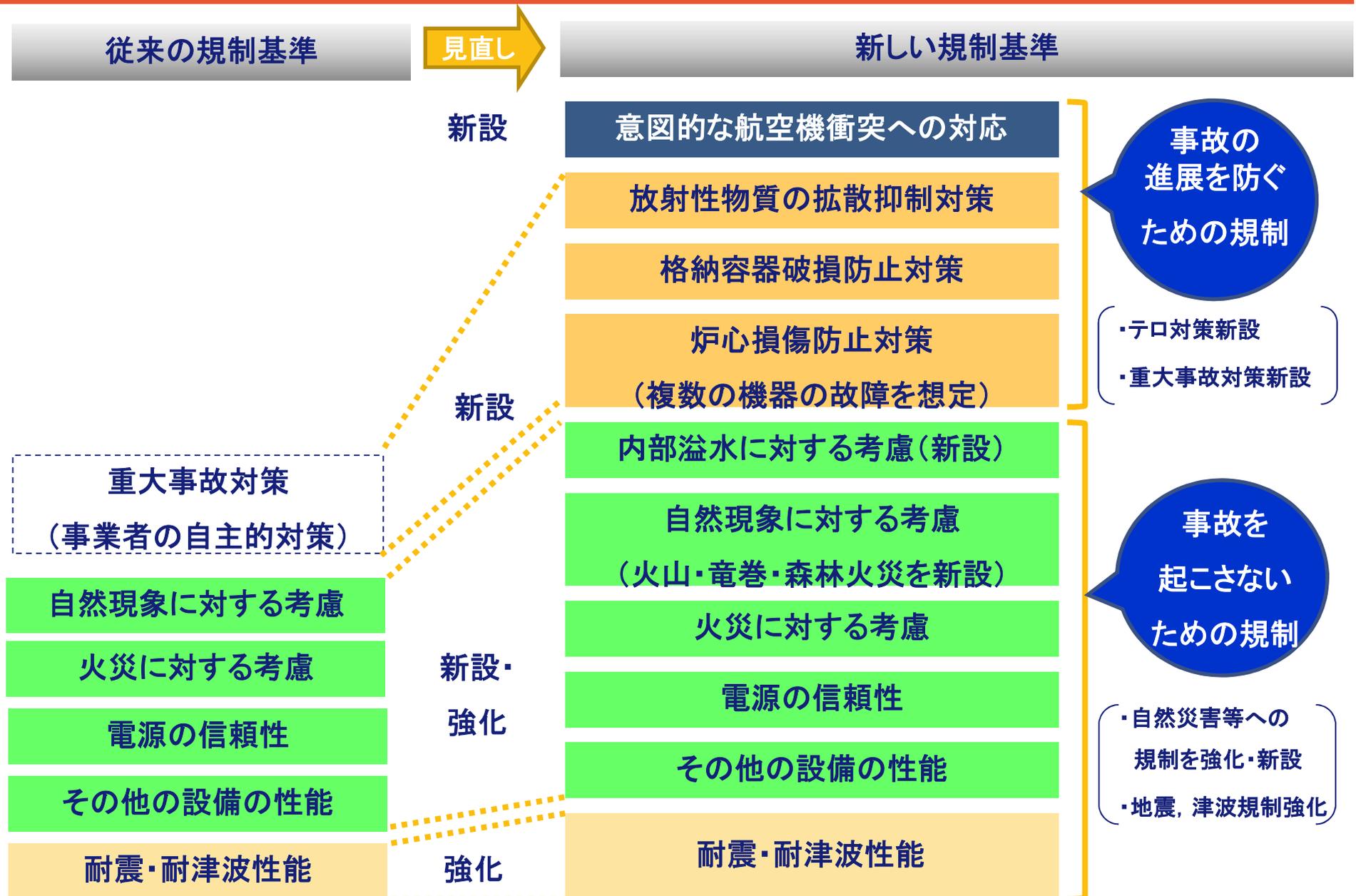


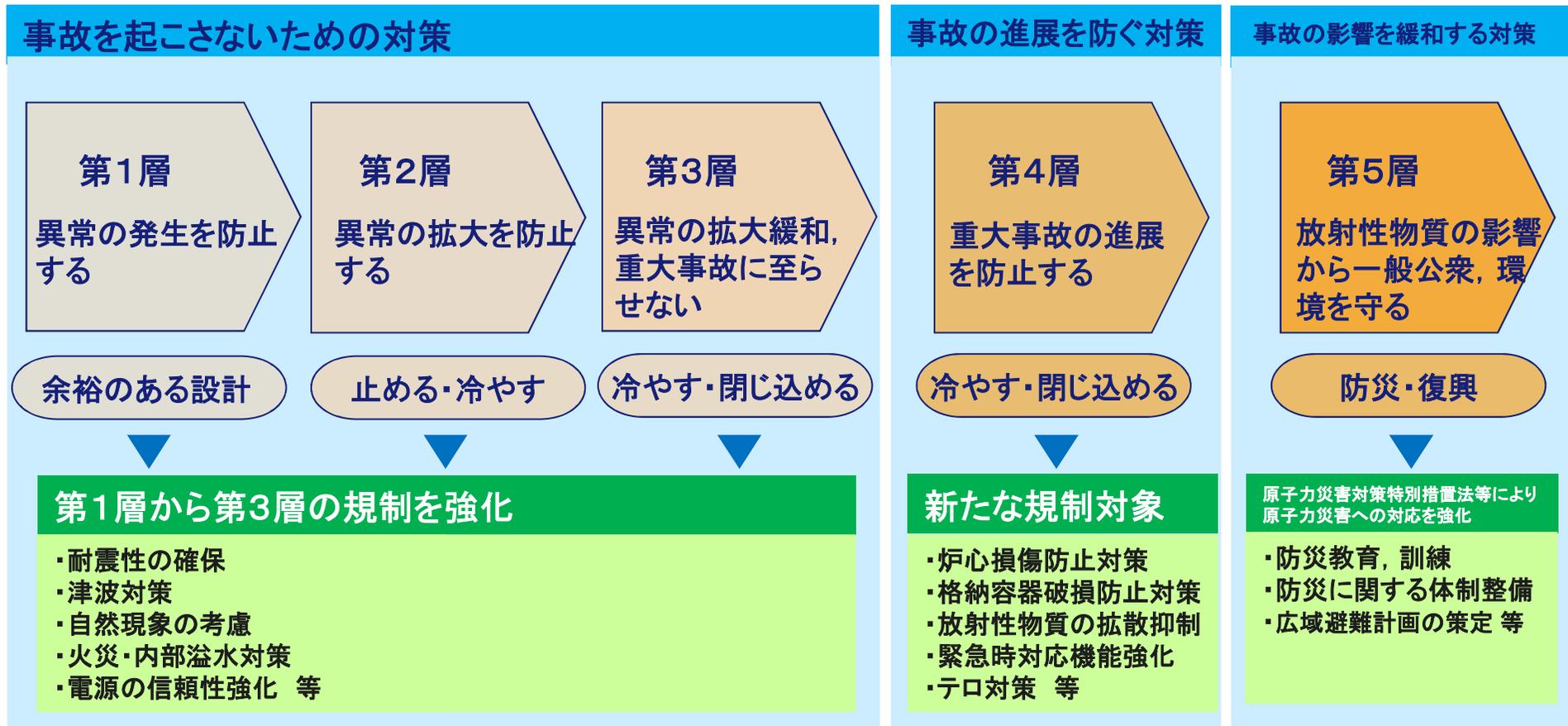
5. 申請の概要

新規制基準の概要 (1/2)



新規制基準の概要 (2/2)

- 新規制基準が施行(平成25年7月)される以前の国の規制は、事故を起こさないための対策(第1層から第3層)を対象としており、事故の進展を防ぐ対策(第4層)は事業者の自主保安とされていました。
- 新規制基準では、事故を起こさないための対策を強化するとともに、事故の進展を防ぐ対策についても規制の対象とされています。また、事故の影響を緩和する対策については原子力災害対策特別措置法等により原子力災害への対応が強化されています。



島根3号機の適合性申請について

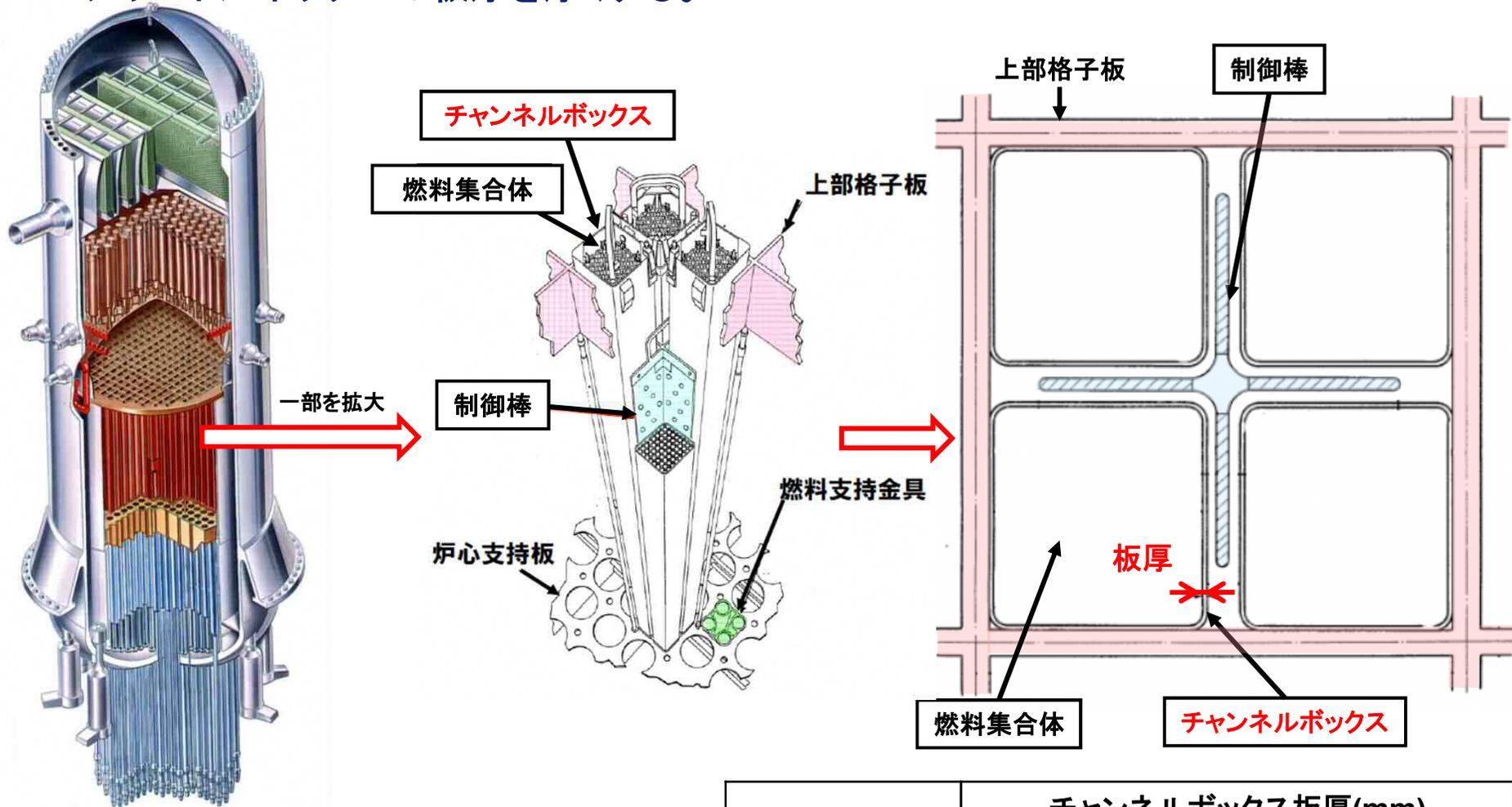
- 当社は、新規制基準への適合性審査を受けるため、島根3号機について原子力規制委員会へ原子炉設置変更許可申請を行う。
- 申請内容は、設計基準対応に関する項目と重大事故等対応に関する項目に分類される。

申請の区分	申請内容	
	設計基準対応	重大事故等対応
原子炉設置 変更許可 〔原子炉施設の 基本設計〕	<ul style="list-style-type: none"> ■ 基準地震動, 基準津波の策定※ ■ 火山・竜巻等の自然現象※への対応 ■ 火災・内部溢水への対応 ■ 新規制基準の要求事項に対する逐条評価 等 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 対応設備の基本設計 ■ 対応設備の有効性評価 ■ 新規制基準の要求事項に対する逐条評価 等

※発電所共通の項目である基準地震動, 基準津波等は, 島根2号機の審査を経て確定するものであり, 島根2号機の既申請内容と同じとして申請する。

チャンネルボックス厚肉化

- 地震によるチャンネルボックスの揺れを低減し、制御棒の挿入性を向上させるため、チャンネルボックスの板厚を厚くする。

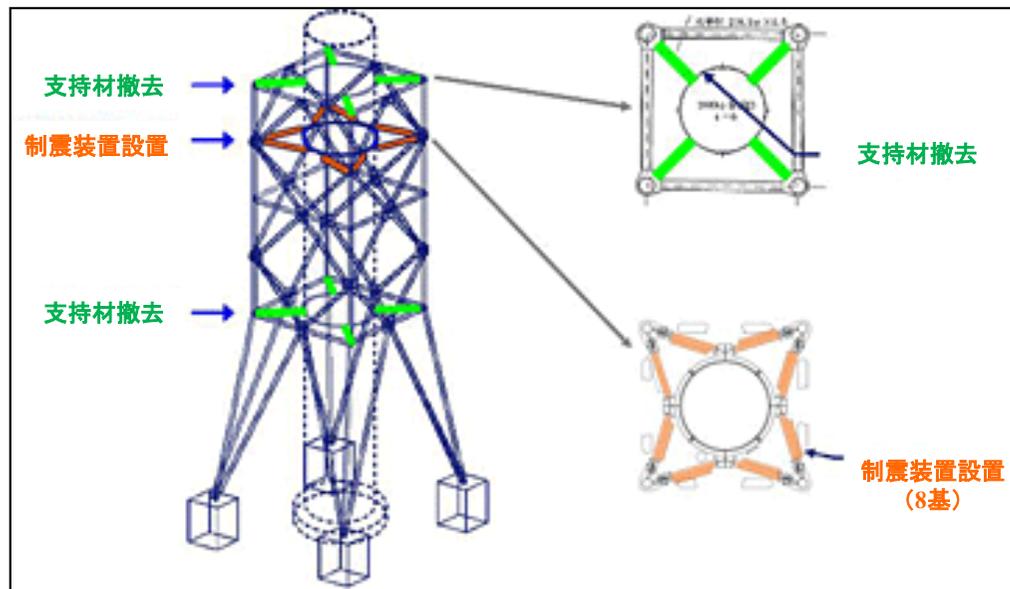


	チャンネルボックス板厚(mm)
変更前	2.54
変更後	3.05

排気筒の耐震裕度向上(自主対策)

- 排気筒の地震に対する裕度を向上させるため、制震装置を設置するなどの耐震裕度向上工事を実施した。

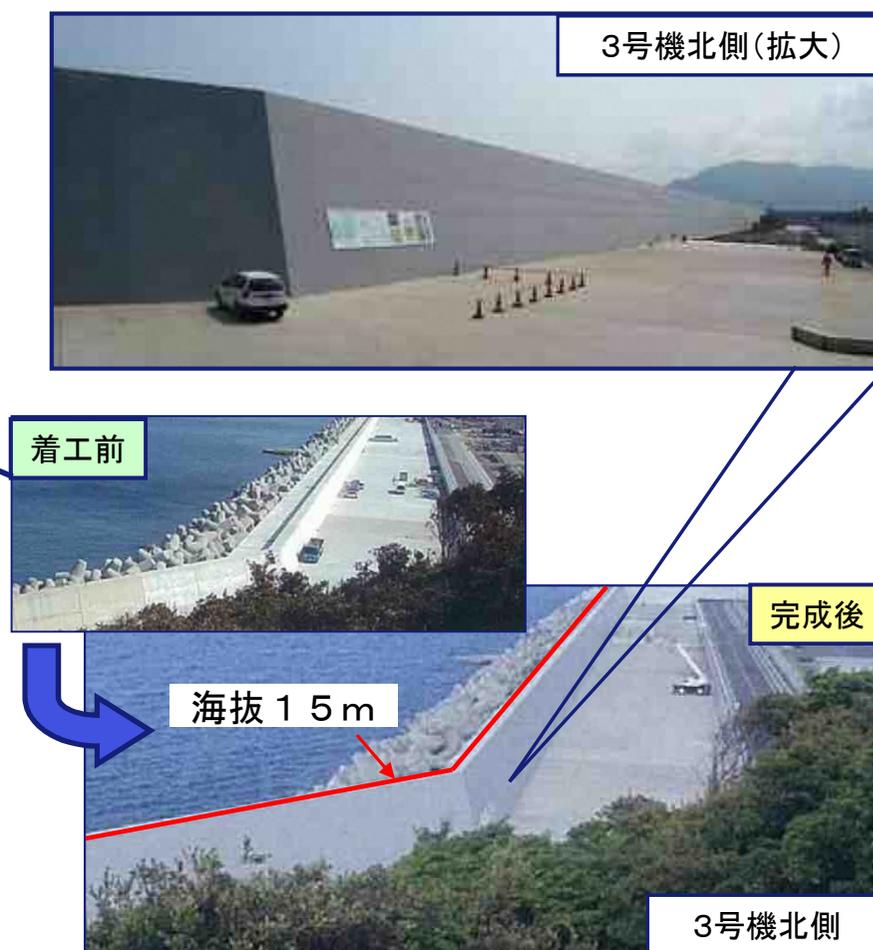
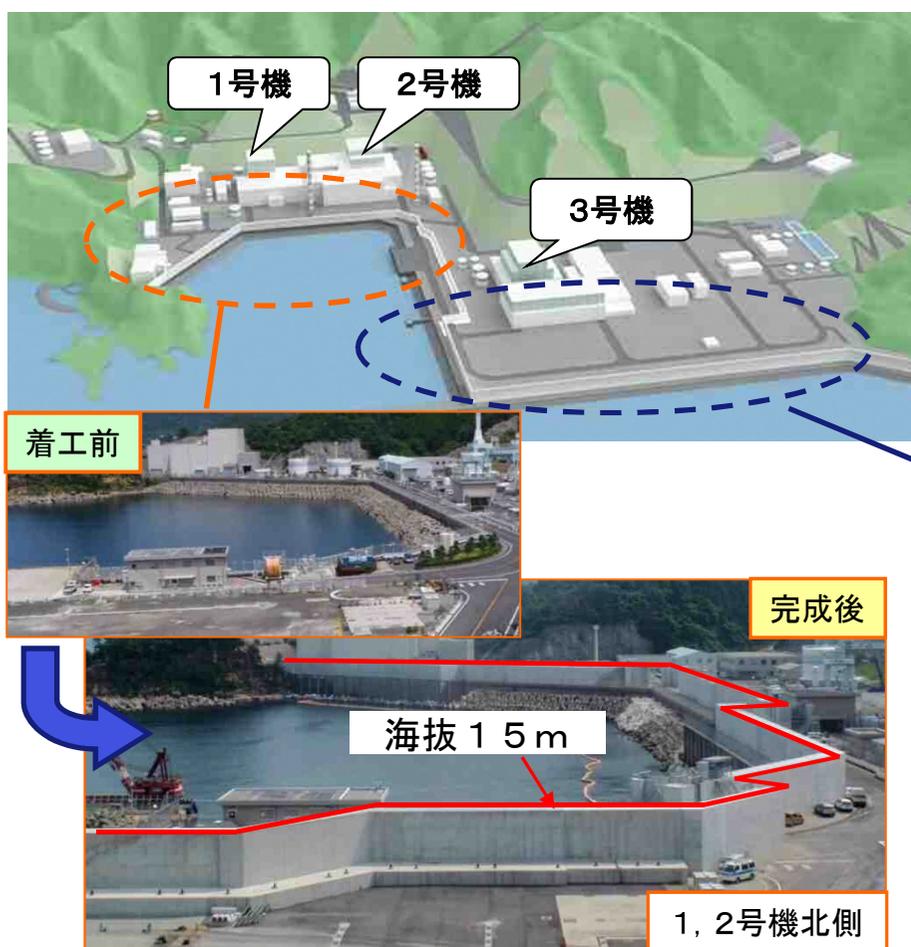
<平成26年3月完了>



防波壁の設置

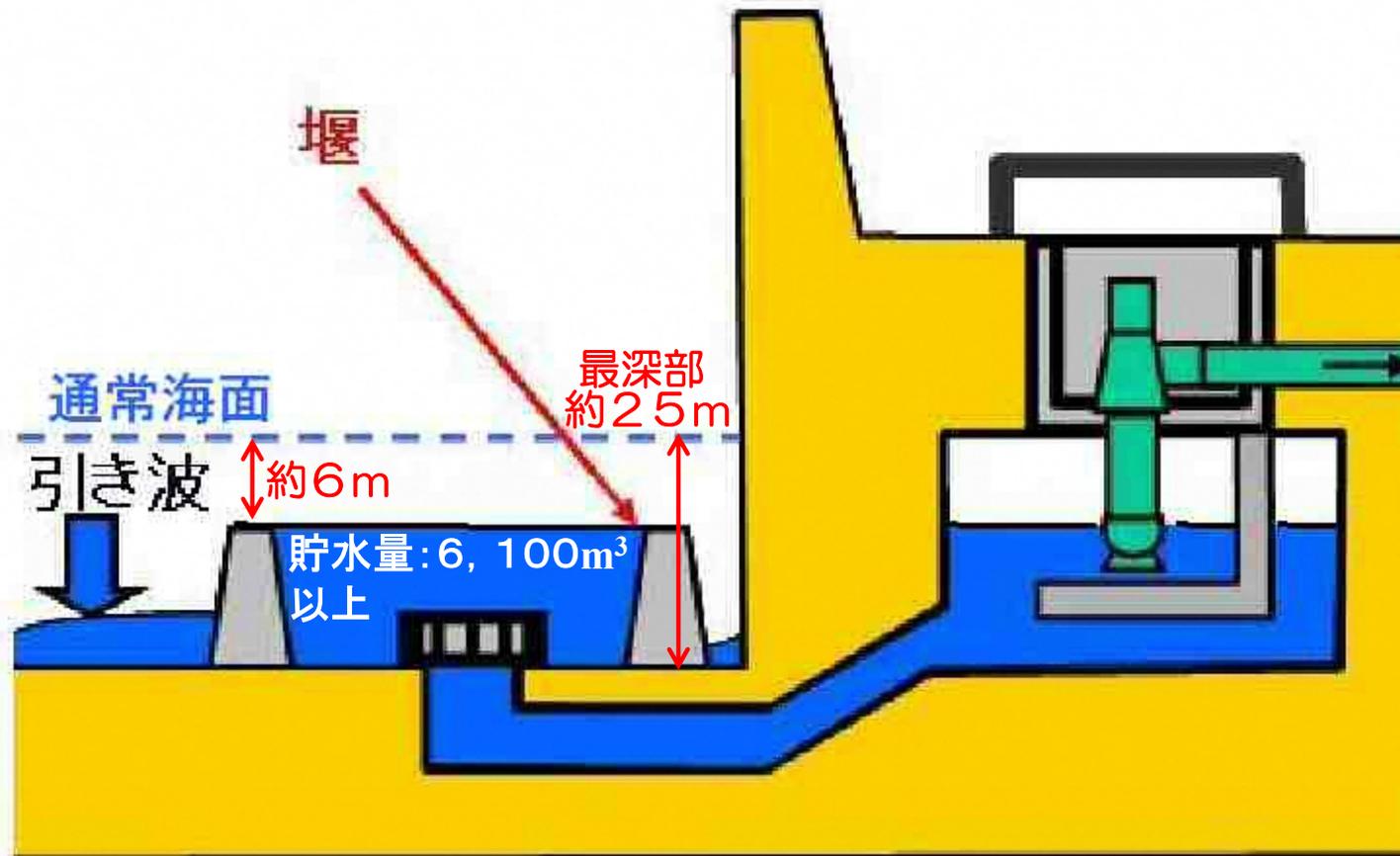
- 敷地内へ津波の浸水を防ぐため、海拔15mの防波壁を設置した。

<平成25年9月完了>



引波への対応(自主対策)

- 津波の引き波による水位低下が起こった場合においても、原子炉の熱を除去するための海水が取水できるよう、取水口周りに海水を溜めるための堰を設置した。
＜平成27年6月完了＞



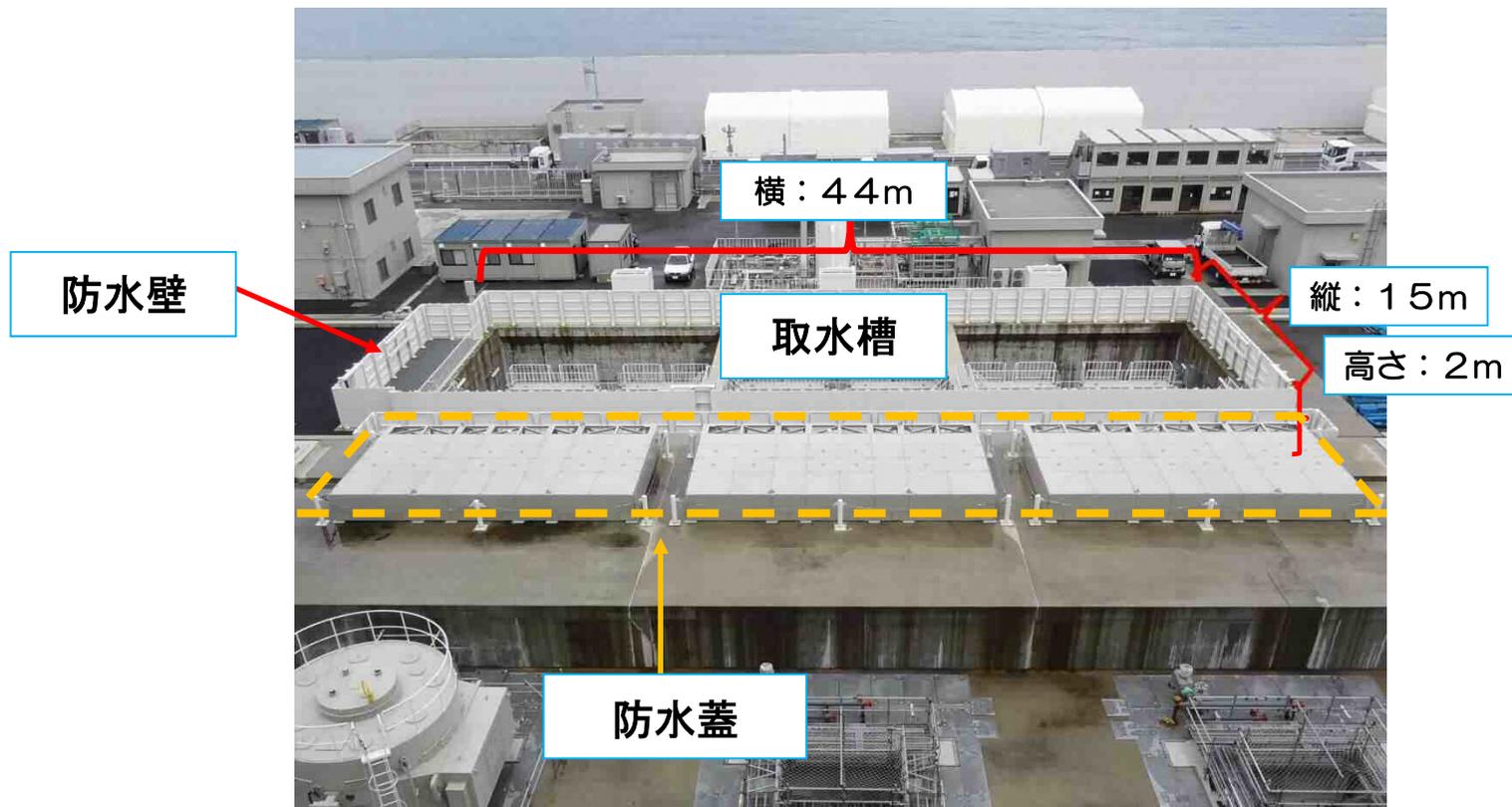
取水槽・海水ポンプエリアの浸水防止（自主対策）

【防水壁】

- 取水槽の開口部レベルを超える津波が来襲した場合においても、敷地へ津波を流入させないため、防水壁を設置した。 <平成26年7月完了>

【防水蓋】

- 防波壁を超える津波が来襲した場合に、海水ポンプエリア上部から津波の流入を防止するため、防水蓋を設置した。 <平成26年7月完了>



火山・竜巻対策

火山対策

- 非常用ディーゼル発電機や換気系統のフィルタが火山灰で目詰まりした場合に交換等ができるよう、フィルタの二重化等を行う。
 <平成31年度上期完了予定>

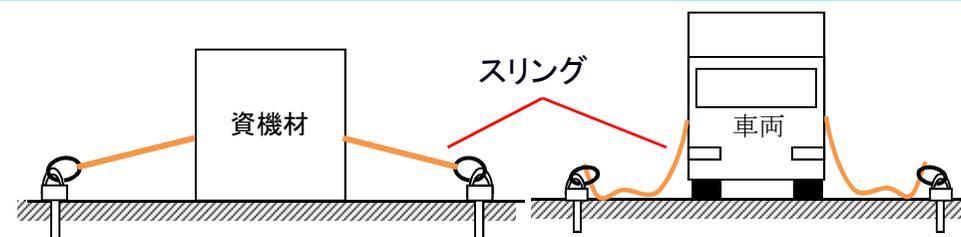
フィルタ等の増設



火山灰対策例

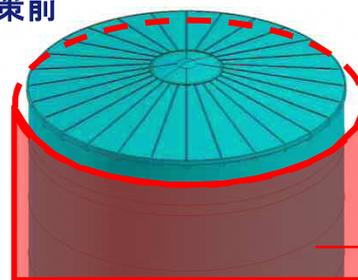
竜巻対策

- 竜巻による飛来物の発生を防止するため、発電所構内の資機材・車両に対し固縛を実施する。
 <平成31年度上期完了予定>
- 竜巻による飛来物から防護するため、復水貯蔵タンク屋根に竜巻防護鋼板を設置する。
 <平成31年度上期完了予定>

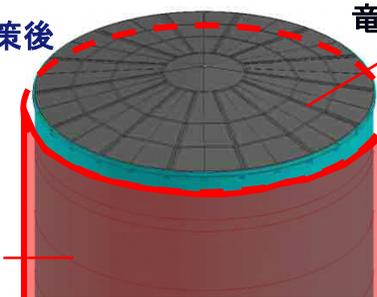


資機材・車両固縛対策例

対策前



対策後



竜巻防護鋼板

遮へい壁

復水貯蔵タンク竜巻飛来物防護対策

火災・溢水対策(水密扉)

- 建物内の配管から水が溢れるなどの溢水が発生した場合においても、原子炉施設の安全性が損なわれないよう、プラントの安全上重要な機器がある部屋の入口扉を、防水性の高い扉(水密扉)を設置する。

<平成31年度上期完了予定>

建物内扉

対策前



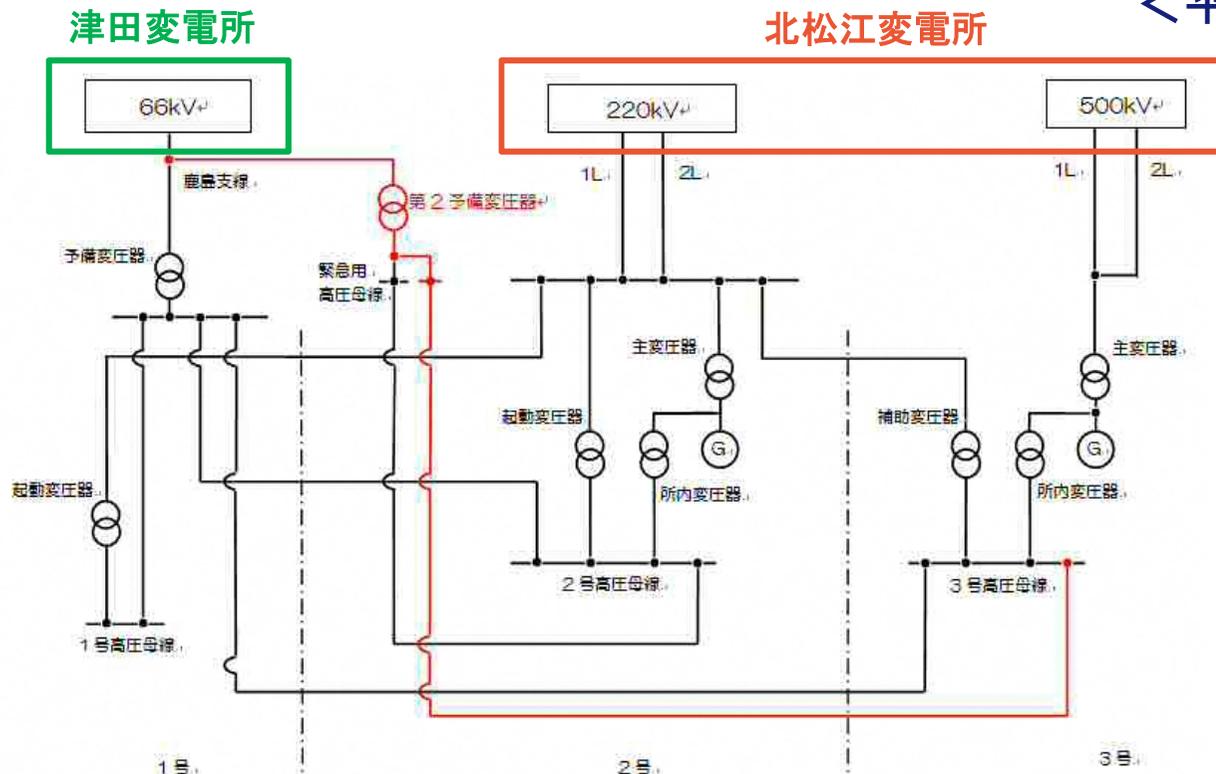
対策後



外部電源の強化

- 現状の北松江変電所(500kV, 220kV)からの受電ができなくなった場合においても、外部電源を確保できるよう、北松江変電所と独立した津田変電所(66kV)からの受電設備を設置する。
- 平成26年10月、高台に設置した、耐震性を有する「緊急用変圧器」を「第2予備変圧器」として、津田変電所(66kV)からの受電を可能とする。
- 第2予備変圧器は、1号および2号にも電源を供給することが可能である。

＜平成31年度上期完了予定＞



第2予備変圧器
66kV受電設備

高圧原子炉代替注水系の設置

- 原子炉を冷却する既設の高圧注水機能が使用できなくなった場合に備えて、代替の高圧原子炉注水系を設置する。

＜平成31年度上期完了予定＞

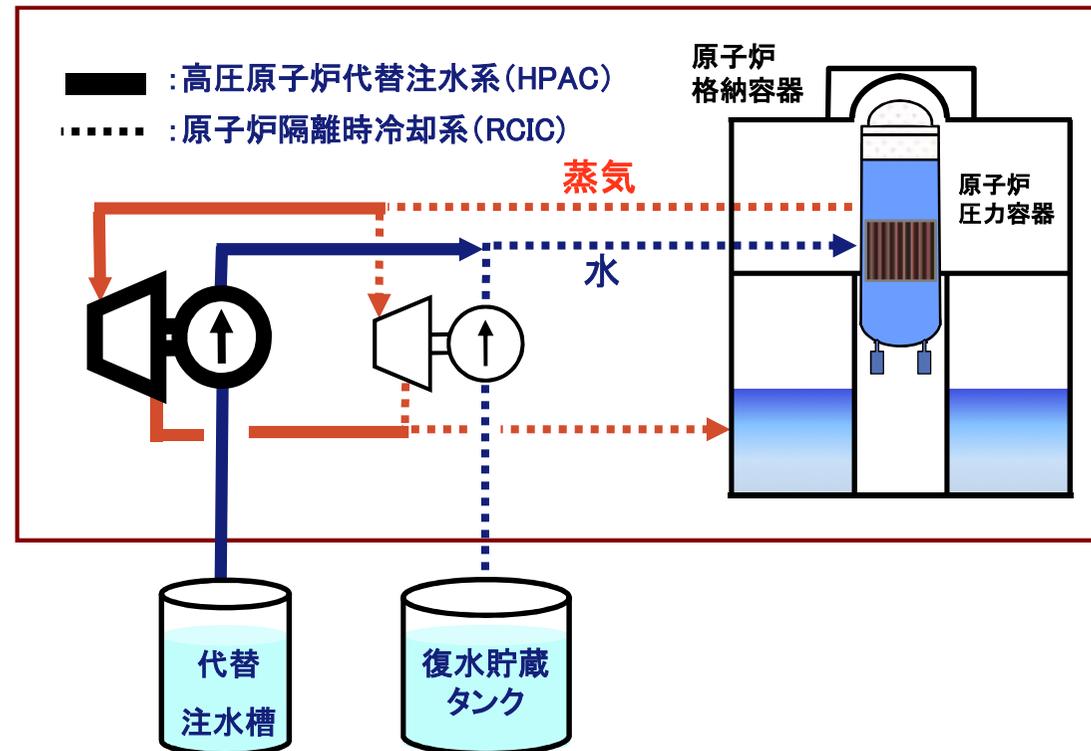
高圧原子炉代替注水系の設置



高圧原子炉代替注水ポンプ

台数	1台
容量	約182m ³ /h
揚程	約900m

原子炉建物



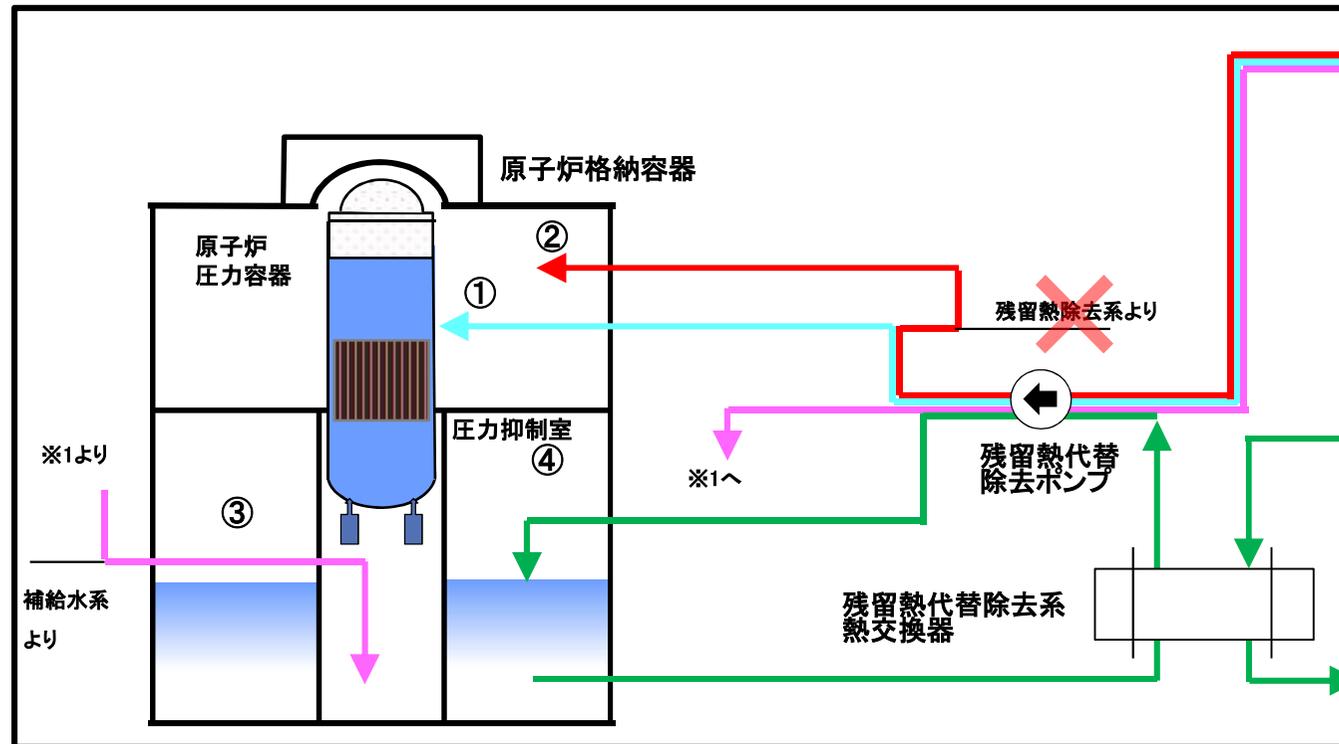
残留熱代替除去系の設置

- 既設の原子炉への注水機能等が使用できなくなった場合に備えて、代替の残留熱除去系(常設)を設置する。

<平成31年度上期完了予定>

残留熱代替除去系の設置

原子炉建物



残留熱代替除去ポンプ	
台数	2台(予備1台)
容量	約180m ³ /h/台
揚程	約205m

移動式代替熱交換設備

大型送水ポンプ車

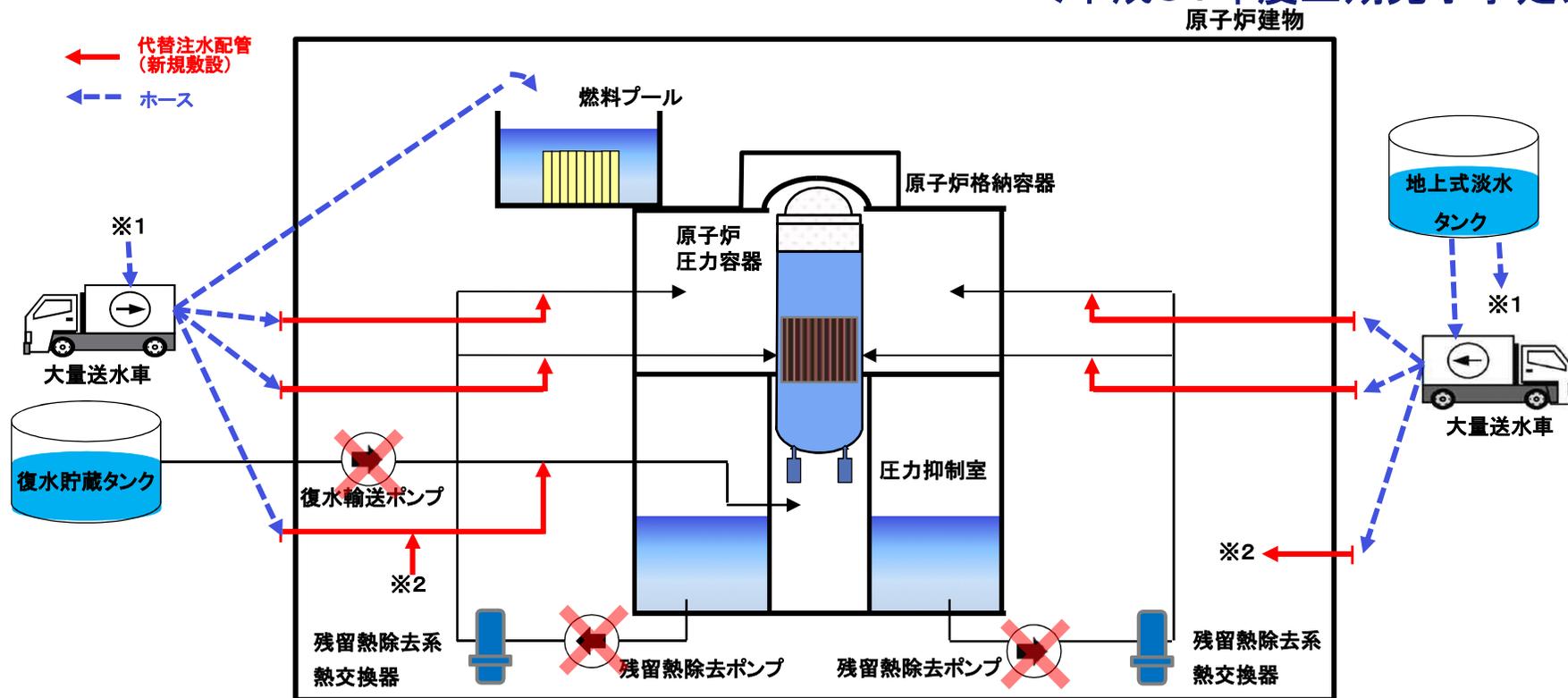
海

- ① 低圧注水モード
- ② 格納容器スプレイ冷却モード
- ③ 下部ドライウェル注水モード
- ④ 循環冷却モード

可搬型代替注水設備の配備

- 既設の原子炉への注水機能が使用できなくなった場合に備えて、外部から注水できる配管の多重設置および大量送水車等の可搬型代替注水設備を配備する。

＜平成31年度上期完了予定＞



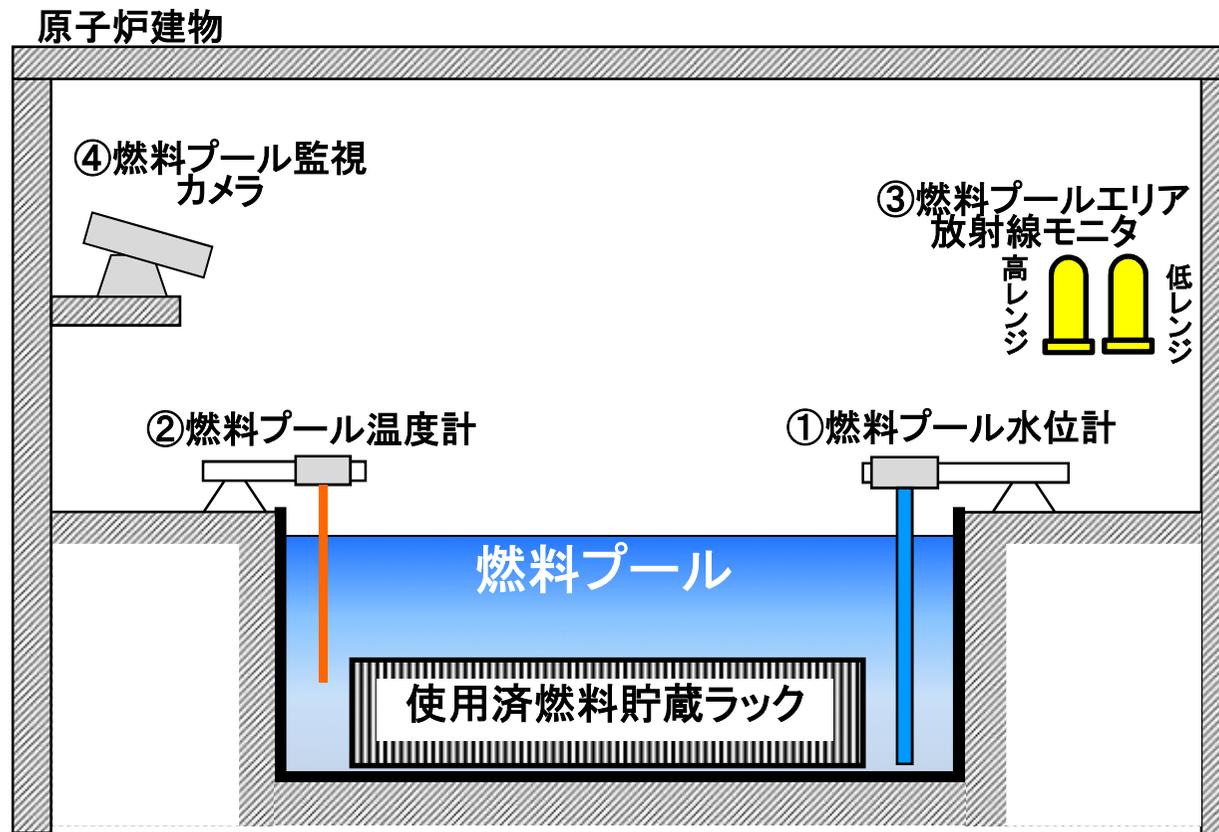
大量送水車	
台数	2台(予備1台)
容量	約168m ³ /h/台
吐出圧力	約0.85MPa

燃料プールの状態監視設備の設置

- 既設の燃料プールの状態を監視する設備が失われた場合に備えて、重大事故時等における環境条件を考慮しても使用可能な代替の監視設備を設置する。

＜平成31年度上期完了予定＞

- ① 燃料プール水位計
- ② 燃料プール温度計
- ③ 燃料プールエリア放射線モニタ
- ④ 燃料プール監視カメラ



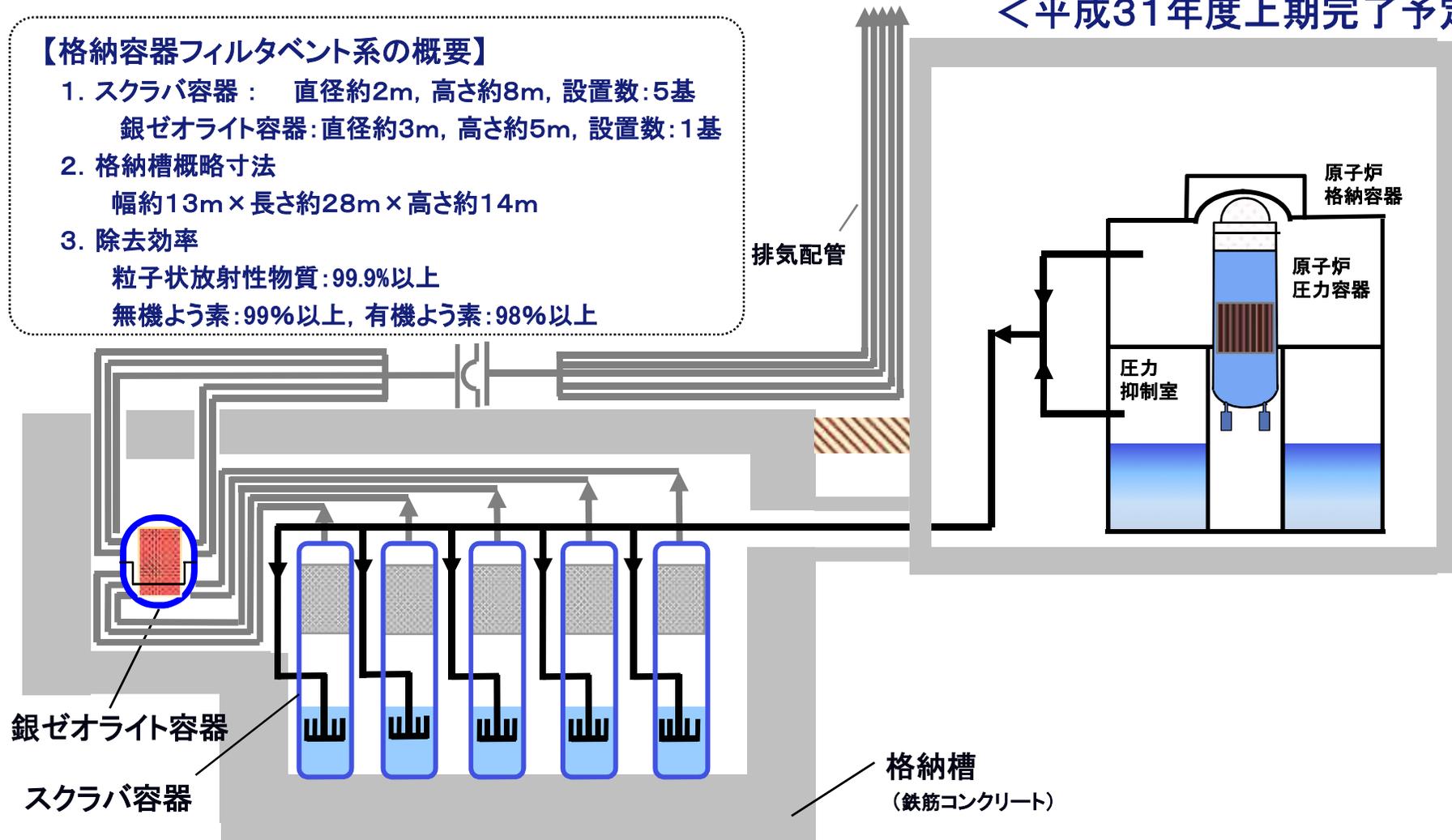
格納容器フィルタベント系の設置

- 原子炉格納容器内の圧力が異常に上昇し、格納容器内の蒸気を大気に放出(ベント)する必要がある場合に備えて、フィルタを介して放出することで放射性物質の放出を大幅に低減することができるよう、格納容器フィルタベント系を設置する。

＜平成31年度上期完了予定＞

【格納容器フィルタベント系の概要】

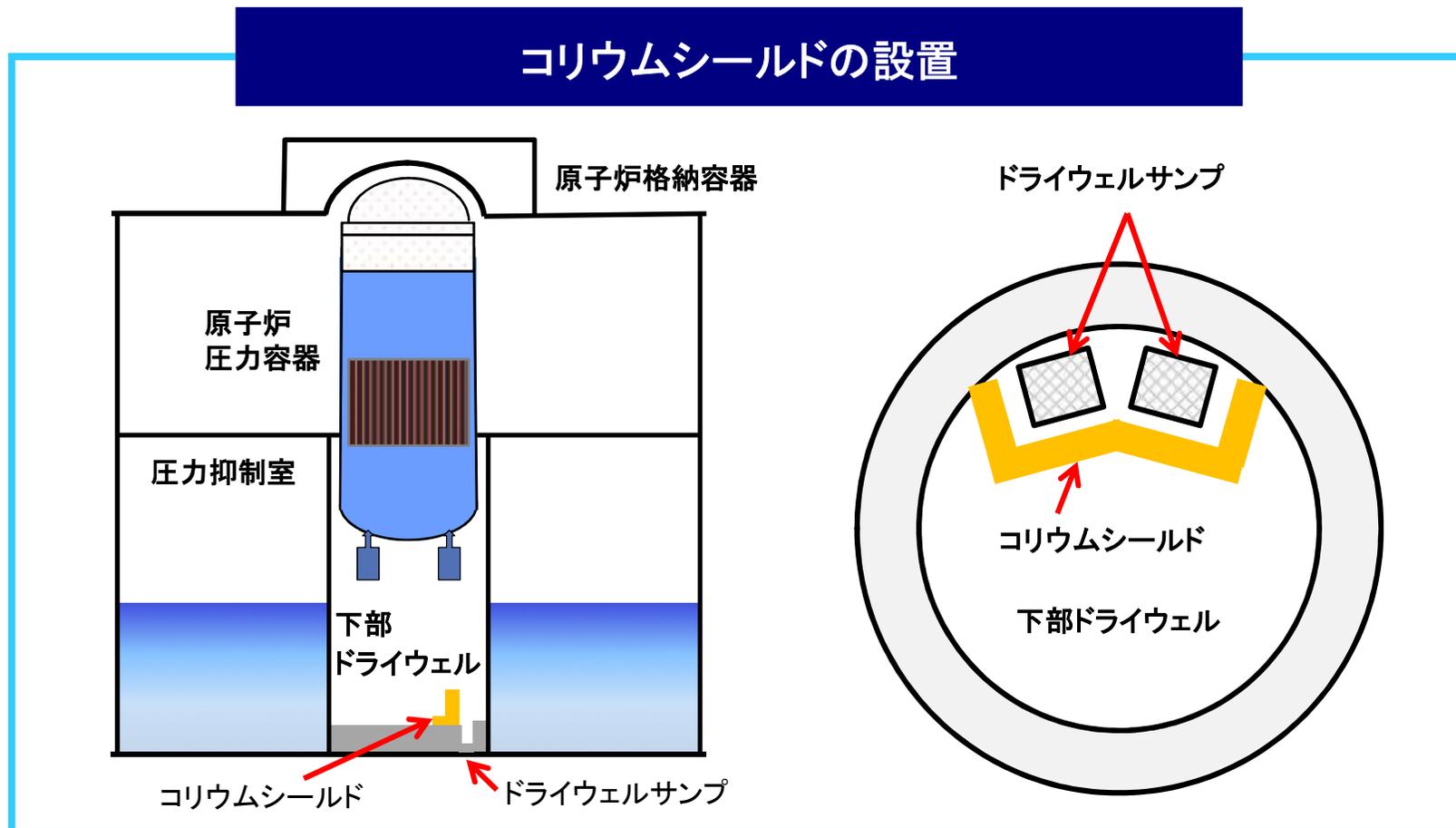
1. スクラバ容器： 直径約2m, 高さ約8m, 設置数:5基
銀ゼオライト容器:直径約3m, 高さ約5m, 設置数:1基
2. 格納槽概略寸法
幅約13m×長さ約28m×高さ約14m
3. 除去効率
粒子状放射性物質:99.9%以上
無機よう素:99%以上, 有機よう素:98%以上



コリウムシールドの設置

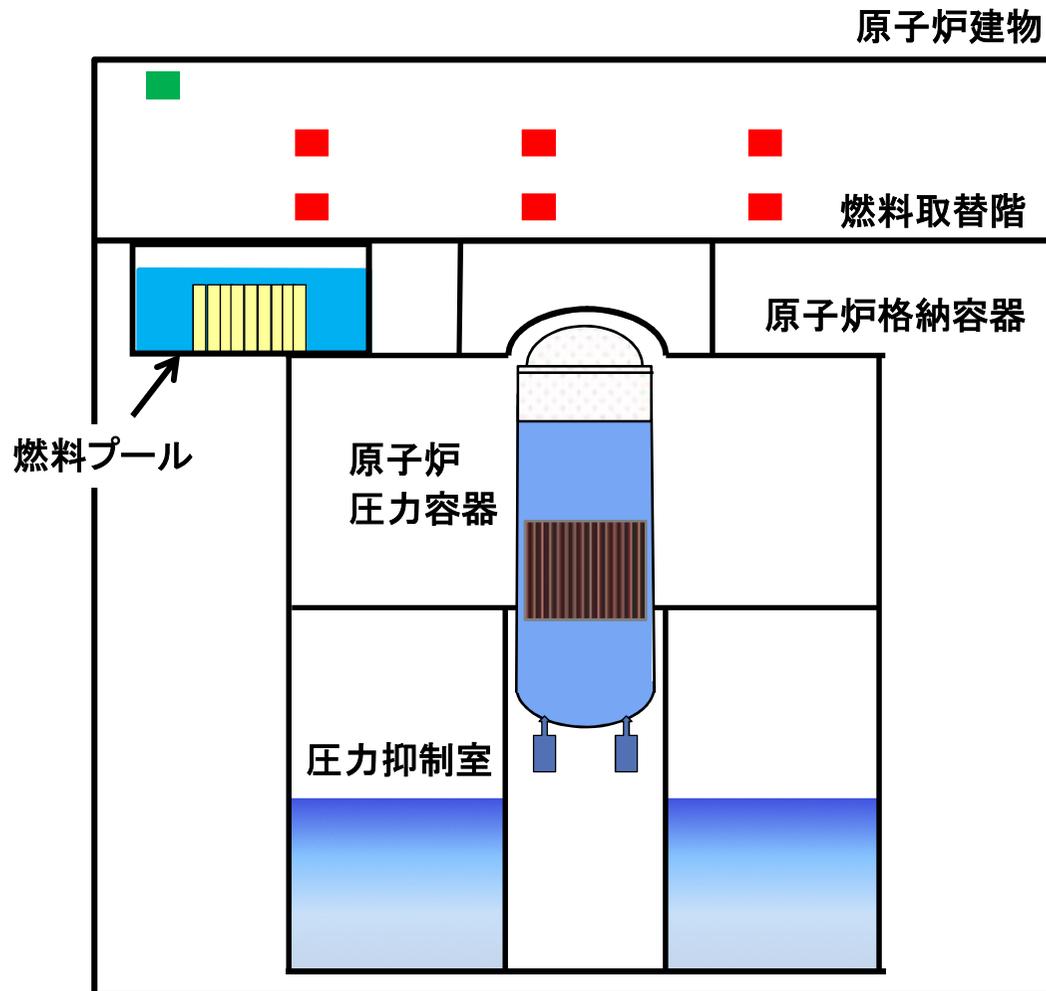
- 溶融炉心が下部ドライウェルへ落下した場合に備え、ドライウェル Samp 底面のコンクリートの侵食を防ぐために、溶融炉心と原子炉格納容器鋼製ライナの接触を防止する耐熱材(コリウムシールド)を設置する。

<平成31年度上期完了予定>

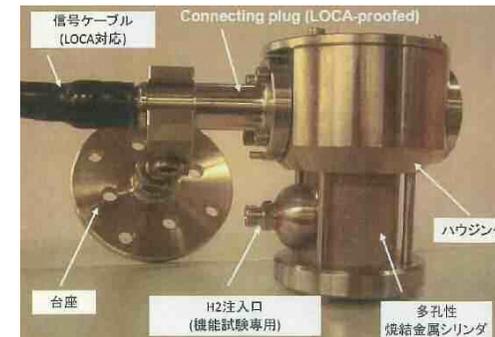


静的触媒式水素処理装置の設置

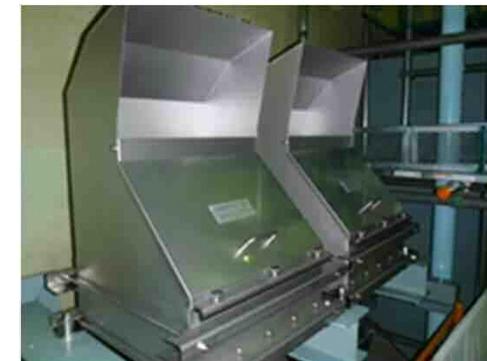
- 原子炉建物内に水素が漏えいした場合において、水素を早期に感知するため、水素濃度計を設置する。
 <平成31年度上期完了予定>
- 水素濃度を低減し、水素爆発を防止するため、電源を必要としない触媒による水素処理装置を設置する。
 <平成31年度上期完了予定>



■ : 原子炉建物内水素濃度計



■ : 静的触媒式水素処理装置



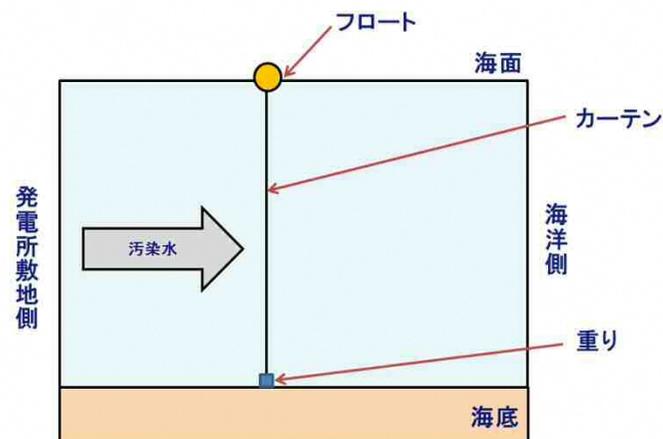
発電所外への放射性物質の拡散抑制対策

- 炉心の著しい損傷および原子炉格納容器の破損または燃料プール内の燃料体が著しい損傷に至った場合において、大気への放射性物質の拡散を抑制するため、大型送水ポンプ車および放水砲等を配備した。（原子炉建物周辺における航空機衝突による航空機燃料火災にも対応可能。） ＜平成26年5月完了＞
- 原子炉建物へ放水した後の放射性物質を含む水が海洋へ拡散するのを抑制するため、放射性物質吸着材及びシルトフェンスを配備する。 ＜平成31年度上期完了予定＞

放水砲	
台数	1台(予備1台)
大型送水ポンプ車	
台数	1台(予備1台)
容量	約1,800m ³ /h/台
吐出圧力	約1.4MPa



大気への放射性物質の拡散抑制(実放水試験時)



シルトフェンス(設置イメージ)

水供給機能の確保

- 重大事故等の収束に必要なとなる十分な量の水を有する水源(代替注水槽, 地上式淡水タンク, 宇中貯水槽)を確保する。

＜平成31年度上期完了予定＞

- 各水源からの移送ホース, 大量送水車及び大型送水ポンプ車を配備した。

＜平成26年3月完了＞

代替注水槽



約2,500m³

地上式淡水タンク



2基, 約560m³/基

宇中貯水槽



約16,000m³

代替交流電源の確保

- 既設の電源が失われた場合に備えて、原子炉や燃料プールを冷やすために必要な電源を確保する。

高圧発電機車の配備



- ▲ 高圧発電機車を配備
(500kVA: 6台, 予備1台以上)
<平成26年3月完了>

ガスタービン発電機の設置



建物工事状況(平成30年5月14日撮影)

- ▲ 電源の強化のため、3号ガスタービン発電機を設置
(6,000kVA: 1基, 予備1基※)
<平成31年度上期完了予定>

※予備のガスタービン発電機は、2号との共用予備であり、2号ガスタービン発電機1基と同時期に設置

代替直流電源の確保

- 既設の直流電源が失われた場合に備えて、原子炉の状態監視等に必要な直流電源を確保するため、蓄電池の増強や可搬型直流電源設備による代替直流電源の強化を実施する。

蓄電池の強化

全交流電源喪失時における直流電源供給の強化策として、蓄電池を追加設置する。
 <平成31年度上期完了予定>

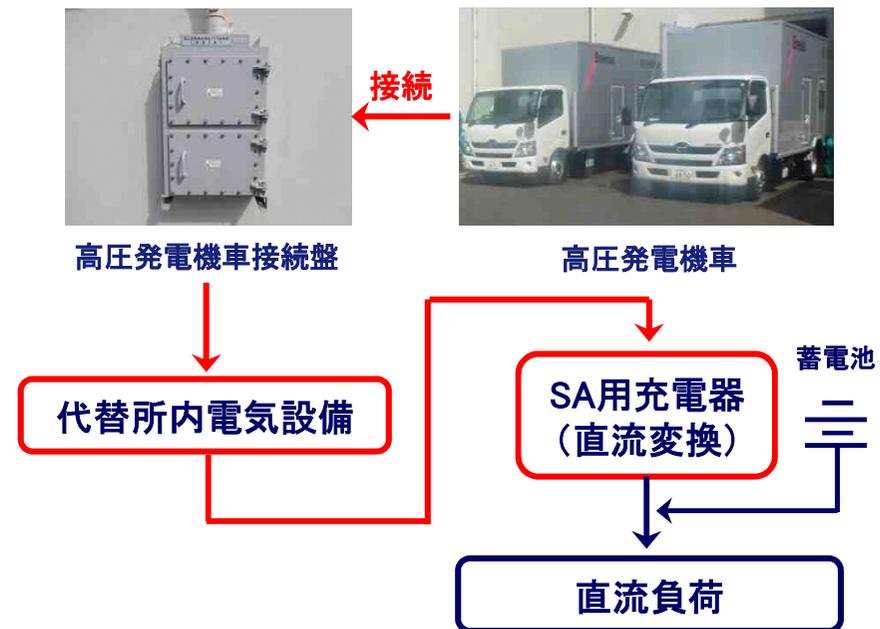


蓄電池 (追加設置)

可搬型直流電源設備の配備

高圧発電機車(交流電源)から代替所内電気設備を介して、直流負荷に給電できるように、可搬型直流電源設備を配備する。

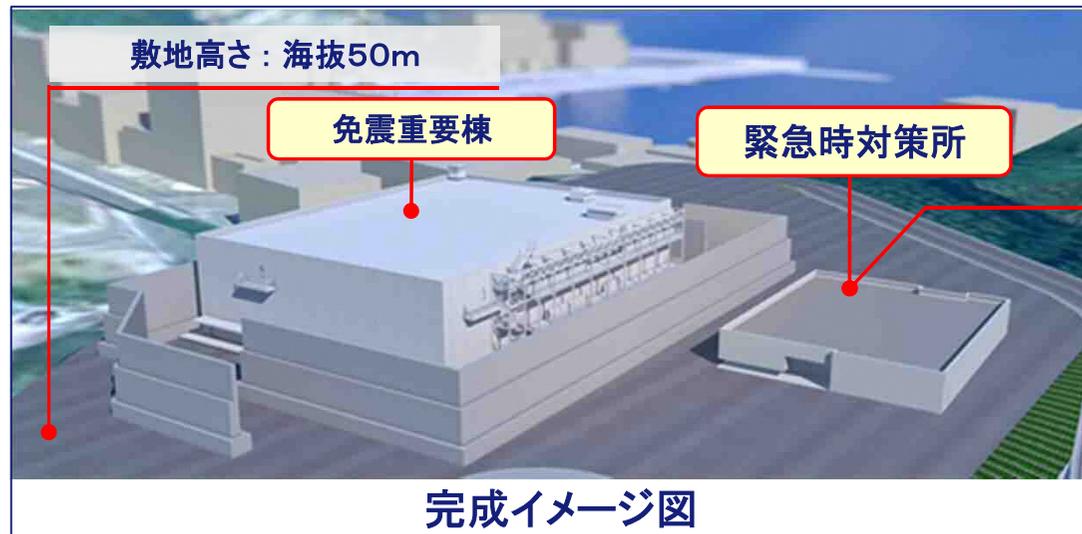
<平成31年度上期完了予定>



(注) 可搬型直流電源設備として、高圧発電機車と組み合わせて使用する直流給電車を自主対策設備として配備する。

緊急時対策所の設置

- 重大事故等が発生した場合にも対応できるように、緊急時対策所の機能を有する耐震構造の建物を発電所構内の高台に設置する。(2号機と共用) <平成30年度内完了予定>
- 免震重要棟は支援棟として使用し、復旧作業等に従事する要員約300名を収容する。



緊急時対策本部(イメージ)

緊急時対策所の概要

- 建物規模
地上1階, 約600m²
- 収容要員数
最大150名程度
- 主要設備
 - ・プラント監視設備, 通信連絡設備
 - ・専用電源設備および燃料タンク
 - ・放射性物質の流入を低減する放射線管理設備 等
- 設置場所
海拔50mの高台(免震重要棟近傍)



工事状況(平成30年4月23日撮影)

重大事故対策の有効性評価

- 炉心損傷などに至る事故シーケンスに基づき評価し、これらの重大事故等対策が炉心損傷防止対策や格納容器破損防止対策として有効であることを確認した。
- 炉心損傷防止のための格納容器フィルタベント操作に伴い、放出される希ガスやヨウ素による被ばく量を評価した結果、敷地境界での実効線量は約0.27mSvであり、審査ガイドに示す概ね5mSv以下であることを確認した。
- 炉心損傷が発生した場合においても、残留熱代替除去系を使用することにより格納容器過圧・過温破損防止のための格納容器フィルタベント操作は必要とならない。

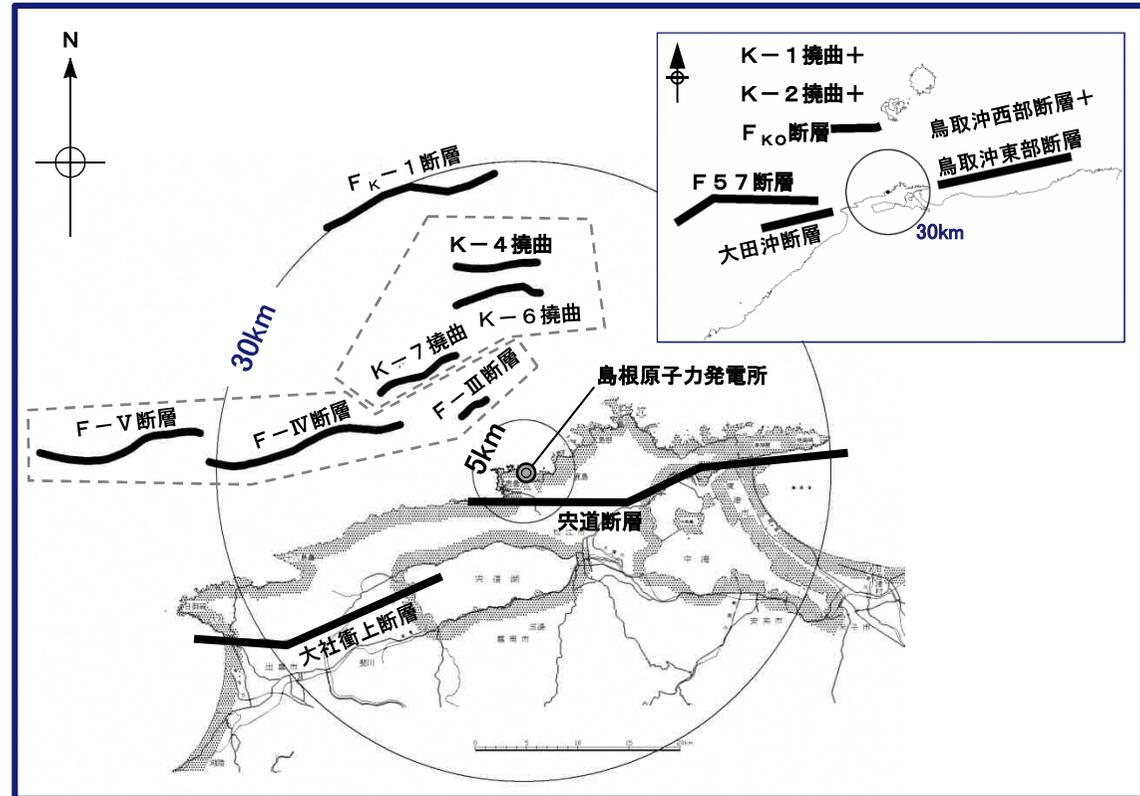
残留熱代替除去系が使用できない場合、格納容器フィルタベント操作を行うが、セシウム137の総放出量は約0.0008TBqであり、審査ガイドに示す100TBqを下回る。（原子炉建物からの漏えい等によるセシウム137の総放出量については、審査中の2号機での結果を踏まえ別途評価する。）

〔参考〕基準地震動の策定に考慮する主な断層

■新規制基準では、後期更新世(約12～13万年前)以降の活動が否定できない断層を、「将来活動する可能性のある断層等(活断層)」として地震動評価上、考慮することとしている。

■2号機新規制基準への適合性申請(平成25年12月)では、宍道断層の評価長さを約22kmと評価していたが、審査会合における原子力規制委員会のコメントを踏まえ、活断層評価に関する追加調査結果等を実施し、発電所の安全性により万全を期す観点から、断層の評価長さを約39kmに見直した(平成29年9月)。

また、F-Ⅲ断層、F-Ⅳ断層及びF-V断層は、これらが連動するものとしてその評価長さを約51.5kmと評価していたが、追加調査結果を踏まえ、断層の評価長さを約48kmに見直した(平成27年7月)。



▲基準地震動の策定に考慮する主な断層分布図

【敷地内活断層について】

敷地内には、活断層や破碎帯は確認されていない。敷地内にはシームと呼ばれる粘土質の薄い弱層があるが、後期更新世(約12～13万年前)以降に活動したものではない。

[参考] 宍道断層の評価(1/2)

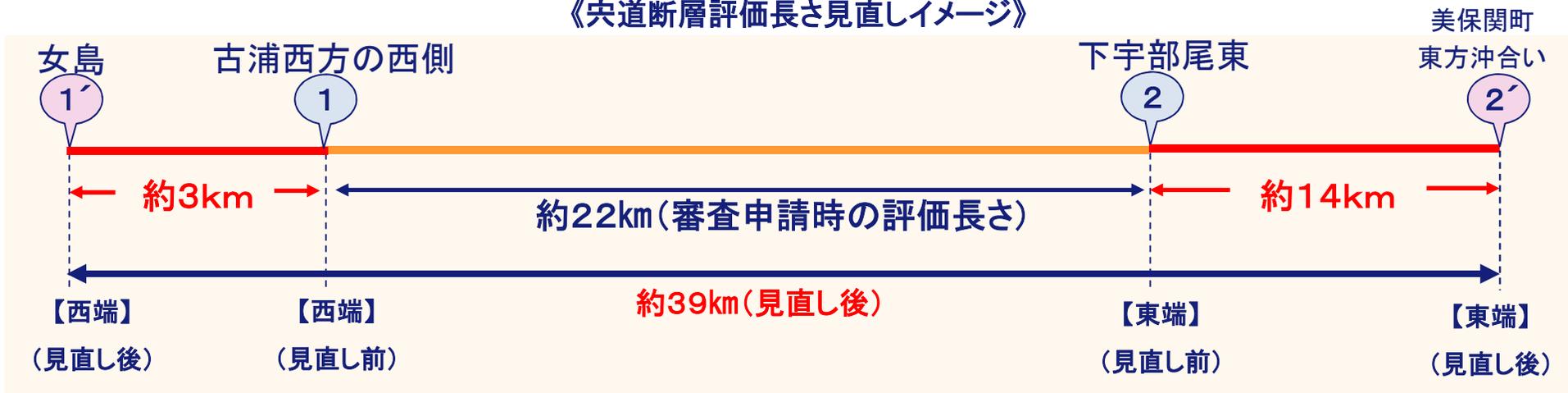
宍道断層の評価長さの見直しについて

- 発電所の安全性により万全を期す観点から、活断層評価に関する追加調査結果等を踏まえ、断層の評価長さを約39kmに見直した。



評価地点	見直しの理由
西端 ① → ①'	活断層評価に用いるデータの精度・信頼性が高い ①' を西端とした。
東端 ② → ②'	②' の東方において「活断層の可能性のある構造」があるとする知見に基づき、追加調査を実施。その結果、上載地層法等により後期更新世以降の断層活動を完全に否定する調査結果が得られなかったことから、精度・信頼性の高いデータが得られている ②' を東端とした。

《宍道断層評価長さ見直しイメージ》



〔参考〕宍道断層の評価(2/2)

宍道断層東端見直しの経緯

- 平成28年7月、地震調査研究推進本部※1が「中国地域の活断層の長期評価」を公表。その中で、宍道断層東方延長部の海陸境界付近は「活断層の可能性のあるものの、活動性については詳細なデータが不足し、判断できていない」として、「**活断層の可能性のある構造**」を記載した。

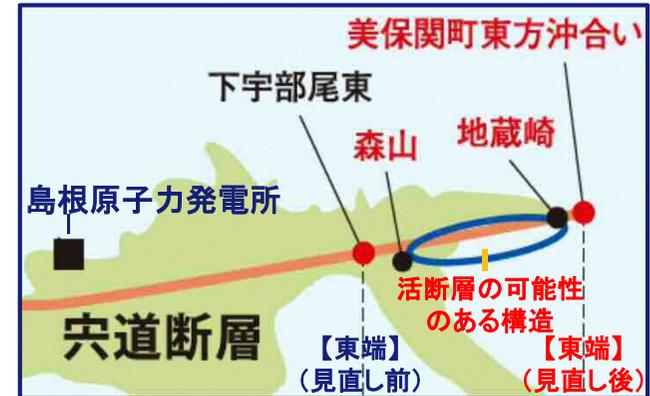
※1 地震調査研究を一元的に実施する国の機関

- その後、審査会合で、当該範囲における断層の活動性についてデータを整理・拡充して評価するよう国からコメントを受けた。
- 当社は、「森山」から「地蔵崎」において追加調査を徹底して実施したが、陸域において一部を除き、上載地層法※2による評価ができず、断層の最新活動時期が確定できないこと、また海陸境界において十分な調査が実施できないことから、**後期更新世※3以降の断層活動が完全には否定できないと判断した。**

※2 断層を覆う地層(上載地層)の年代を特定することで、その断層の活動時期を判断する方法。今回の調査では、上載地層がないため、評価できない範囲があった。

※3 新規規制標準では、後期更新世(約12~13万年前)以降の活動性が否定できない断層を活断層として考慮することとしている。

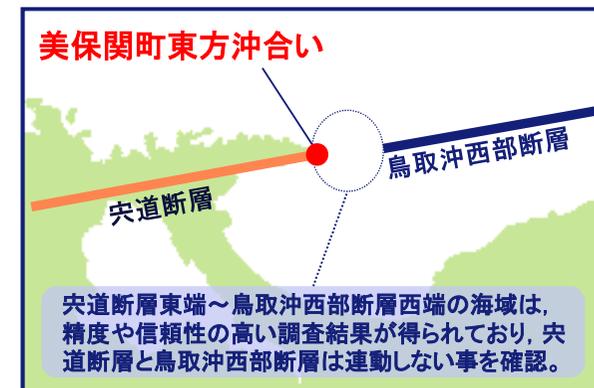
- このため、宍道断層の東端を、音波探査によって精度や信頼性のより高い調査結果等が得られている「**美保関町東方沖合い**」に見直した。



～上載地層法の考え方～



図の例では、上載地層にずれがないことから、断層は、後期更新世以降に活動していないと評価できる。



[参考]基準地震動の策定(1/2)

基準地震動に関する審査概要

- 平成26年6月 「基準地震動及び耐震設計方針に係る審査ガイド」に示されている16地震の各観測記録の分析結果に基づき、**2000年鳥取県西部地震**の賀祥ダム(監査廊)の観測記録と、**2004年北海道留萌支庁南部地震**の基盤地震動に保守性を考慮した地震動を島根サイトの「**震源を特定せず策定する地震動**」とすることが審査において了承された。
- 平成27年3月 追加で実施した大深度ボーリング調査等の地下構造調査の結果を踏まえ、地震動評価に用いる**地下構造モデル**を見直し、その検討内容が審査において了承された。
- 平成29年12月 **宍道断層長さの見直し等**を踏まえ、宍道断層による地震およびF-Ⅲ断層+F-Ⅳ断層+F-Ⅴ断層による地震の**地震動評価を見直し**ました。また、地震動評価に必要なとなる地震発生層厚さについても、既往文献等を再検討したうえで厚さ13kmから18kmに見直し、これらの検討内容が審査において了承された。
- 平成30年2月 基準地震動について、これまでのSs-1(水平600gal)~Ss-4を見直し、新たに応答スペクトル手法による基準地震動として「**Ss-D(水平820gal)**」、断層モデル手法による基準地震動として「**Ss-F1**」、「**Ss-F2**」、震源を特定せず策定する地震動による基準地震動として「**Ss-N1**」、「**Ss-N2**」を策定し、これらの基準地震動が審査において了承された。(次ページ参照)

[参考]基準地震動の策定(2/2)

- 宍道断層長さの見直し等を踏まえて、基準地震動を以下のとおり見直しました。

申請時の基準地震動	見直し後の基準地震動	見直し概要
基準地震動S _s -1 (水平600gal)	基準地震動S _s -D (水平820gal)	検討用地震の応答スペクトルによる地震動評価結果を踏まえて地震動レベルを引き上げ
基準地震動S _s -2 (宍道断層)	基準地震動S _s -F1 (宍道断層)	検討用地震の断層モデルによる地震動評価結果から選定
基準地震動S _s -3 (海域断層)	基準地震動S _s -F2 (宍道断層)	検討用地震の断層モデルによる地震動評価結果から選定
基準地震動S _s -4 (留萌地震)	基準地震動S _s -N1 (留萌地震)	2004年北海道留萌支庁南部地震の検討結果に保守性を考慮してレベルを引き上げ
	基準地震動S _s -N2 (鳥取県西部地震)	2000年鳥取県西部地震の観測記録から新規に設定

(参考:各基準地震動S_sの最大加速度値一覧)

	S _s -D	S _s -F1	S _s -F2	S _s -N1	S _s -N2
水平方向	820gal	549gal(NS) 560gal(EW)	522gal(NS) 777gal(EW)	620gal	528gal(NS) 531gal(EW)
鉛直方向	547gal	337gal	426gal	320gal	485gal

参考資料

高レベル放射性廃棄物の最終処分について

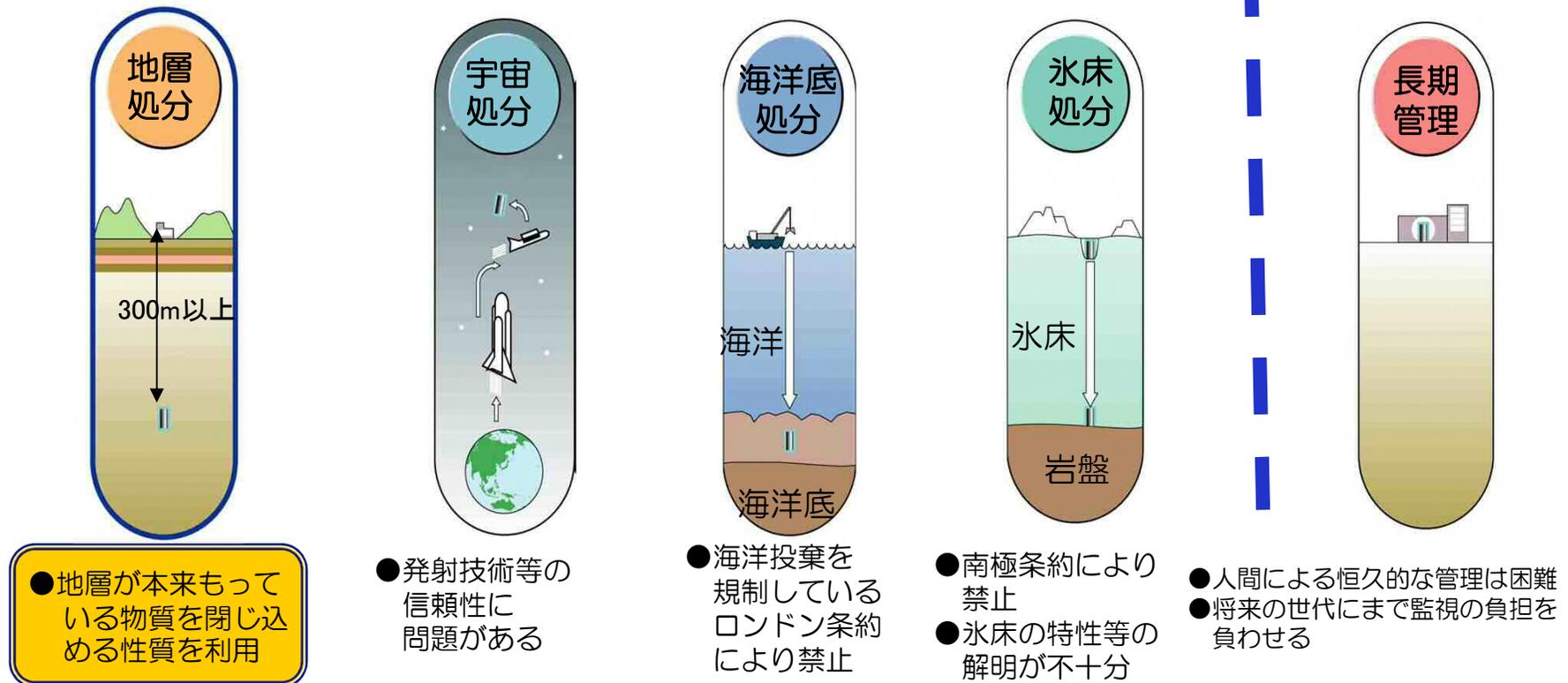
放射性廃棄物の種類

廃棄物の種類		廃棄物の種類	発生場所	処分の方法(例)	
低レベル放射性廃棄物	発電所廃棄物	放射能レベルの極めて低い廃棄物(L3)	コンクリート, 金属等	浅地中トレンチ処分	
		放射能レベルの比較的低い廃棄物(L2)	廃液, フィルター, 廃器材, 消耗品等を固形化	原子力発電所	浅地中ピット処分
		放射能レベルの比較的高い廃棄物(L1)	制御棒, 炉内構造物		中深度処分
	ウラン廃棄物	消耗品, スラッジ, 廃器材	ウラン濃縮・燃料加工工場	中深度処分, ピット処分, トレンチ処分, 場合によっては地層処分	
	超ウラン核種を含む放射性廃棄物 (TRU廃棄物) ^{※1}	制御棒の部品, 廃液, フィルター	再処理施設, MOX燃料加工工場	地層処分, 中深度処分, ピット処分	
高レベル放射性廃棄物		ガラス固化体	再処理施設	地層処分	
クリアランスレベル以下の廃棄物 ^{※2}		原子力発電所解体廃棄物の大部分	上に示した全ての発生場所	再利用/一般の物品としての処分	

指定廃棄物 → 東京電力(株)福島第一原子力発電所の事故により発生した放射性物質廃棄物(焼却灰、下水汚泥等)

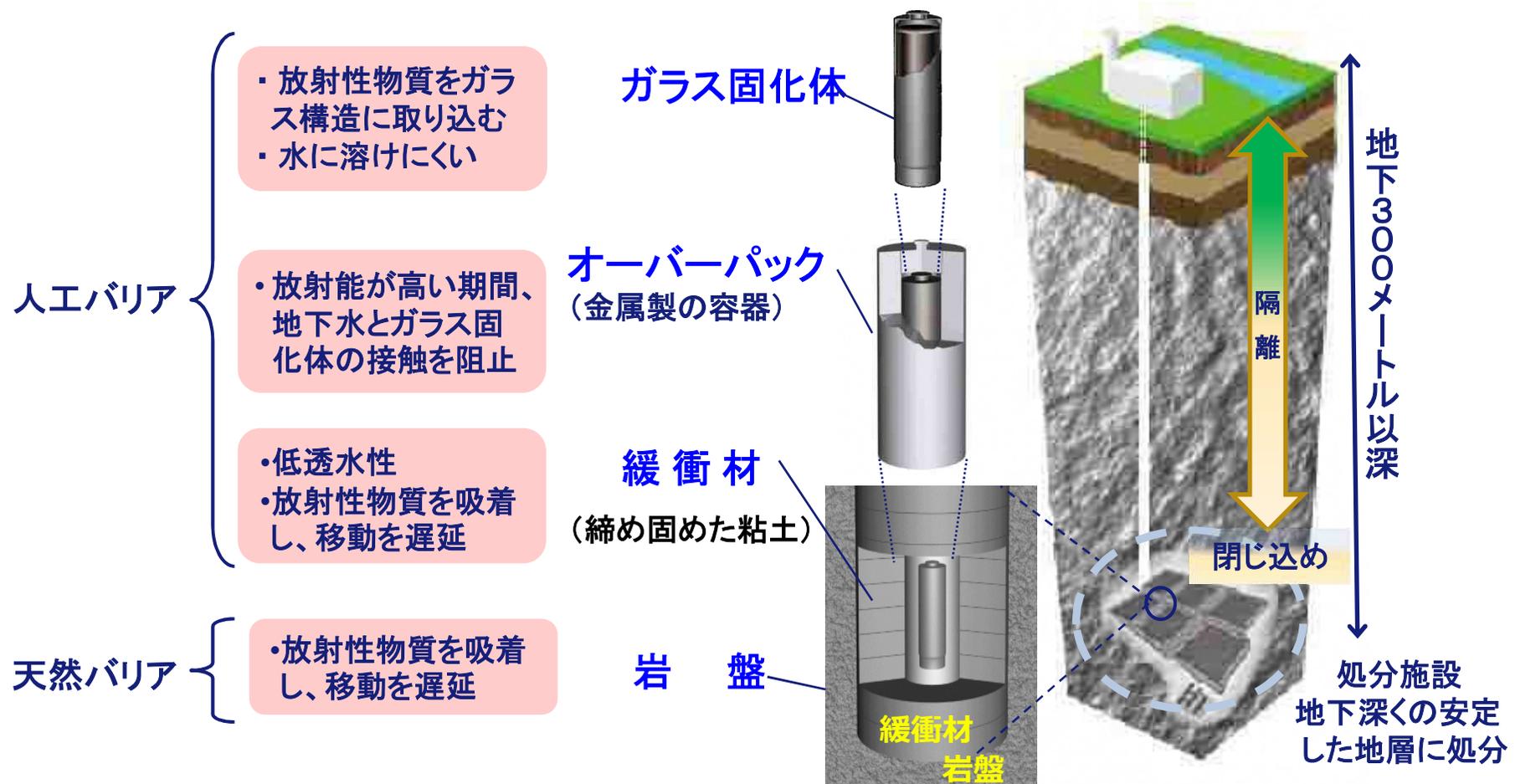
人間の管理が不要な処分方法

- 放射性廃棄物を数万年以上にわたり人間の管理に委ねることは、様々な天然現象の影響を受けるリスクが大きく、また、技術的にも経済的にも将来世代に負担をかけることとなります。
- 国際機関や世界各国で様々な方法が検討された結果、地質が本来もっている“物質を閉じ込める”性質を利用した『地層処分が最適な方法である』ことが国際的な共通認識となっており、各国で地層処分の取り組みが進められています。



放射性物質を閉じ込める多重のバリア

- ・放射能が人間に影響を及ぼさないレベルに下がるまで放射性物質を長期間隔離し、閉じ込めるために、多重のバリアを施します。
- ・多重バリアは、ガラス固化体、オーバーパック（金属製容器）、緩衝材（締め固めた粘土）からなる人工バリアと、厚い岩盤による天然バリアから構成されます。



事業主体……原子力発電環境整備機構 (NUMO)

原子力発電環境整備機構 (Nuclear Waste Management Organization of Japan)

「特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律」に基づき、電気事業者等によって
平成12年10月に設立された経済産業大臣による認可法人

～ NUMOの経営理念 ～

【使命】

放射性廃棄物の地層処分を実現する

【基本方針】

私たちは、すべてにおいて安全を最優先します

私たちは、地域との共生を目指します

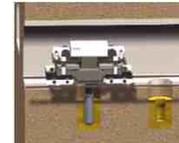
私たちは、社会から信頼される組織を目指します

～ 業務内容 ～

- 概要調査地区等の選定



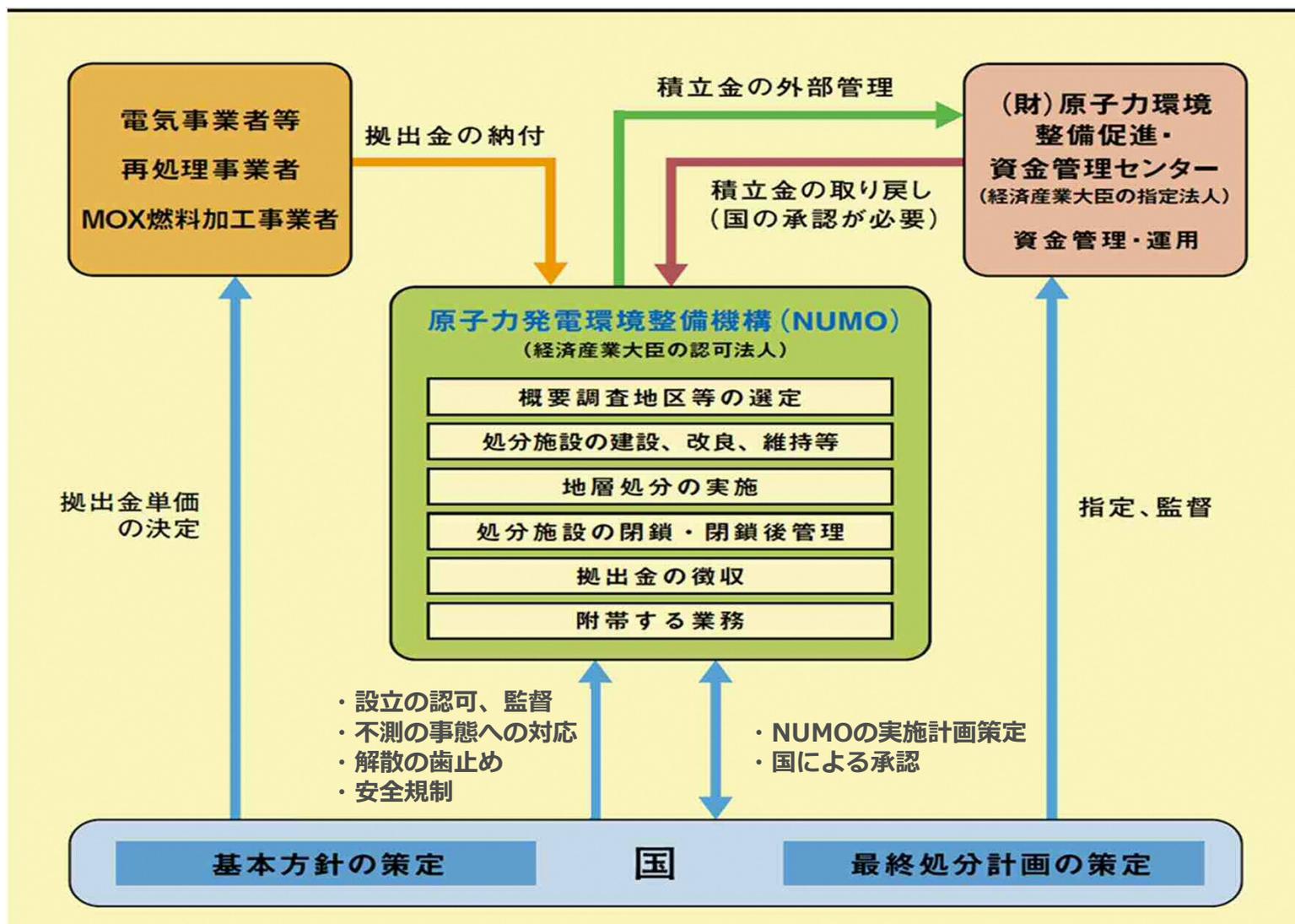
- 地層処分の実施



- 処分施設の建設・改良・維持等
- 処分施設の閉鎖・閉鎖後管理



原子力発電環境整備機構 (NUMO) の事業内容



処分地選定のプロセス(法定調査の前段階)

新たな基本方針では、自治体からの応募を単に待つのではなく、**科学的特性マップを提示するなど、国が前面に立って取組を進める新たなプロセスを追加。**

(注) 科学的特性マップ：地域の科学的な特性を示したもの

文献調査の開始に向けての新たなプロセス

国による科学的特性マップ
の提示(マッピング)

重点的な理解活動
(説明会の開催等)

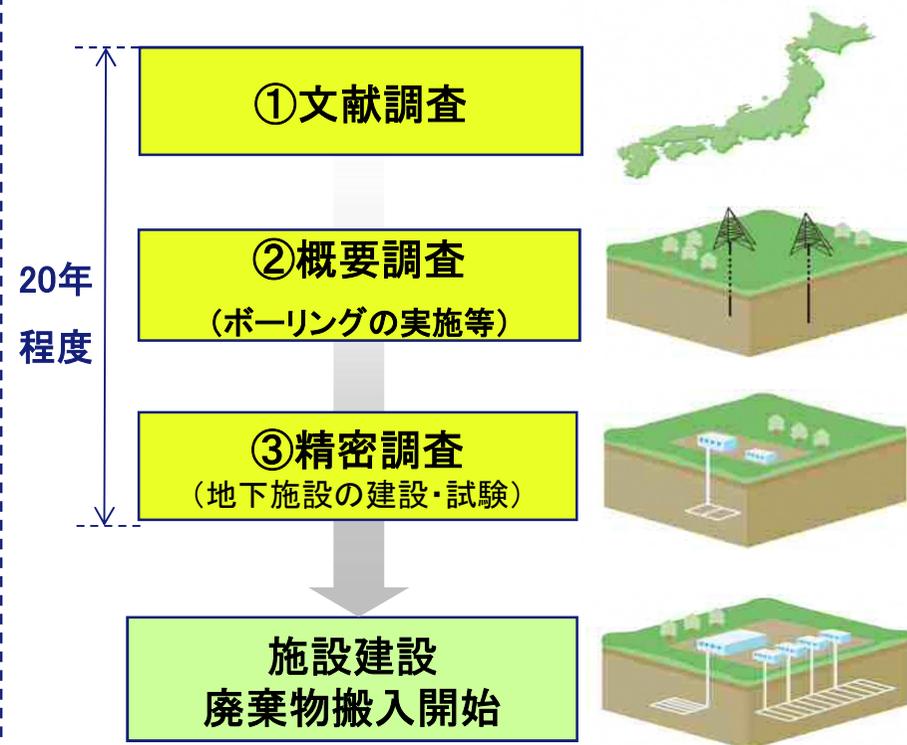
- 自治体からの応募(従来どおり)
- 複数地域に対し、国から申し入れ

追加

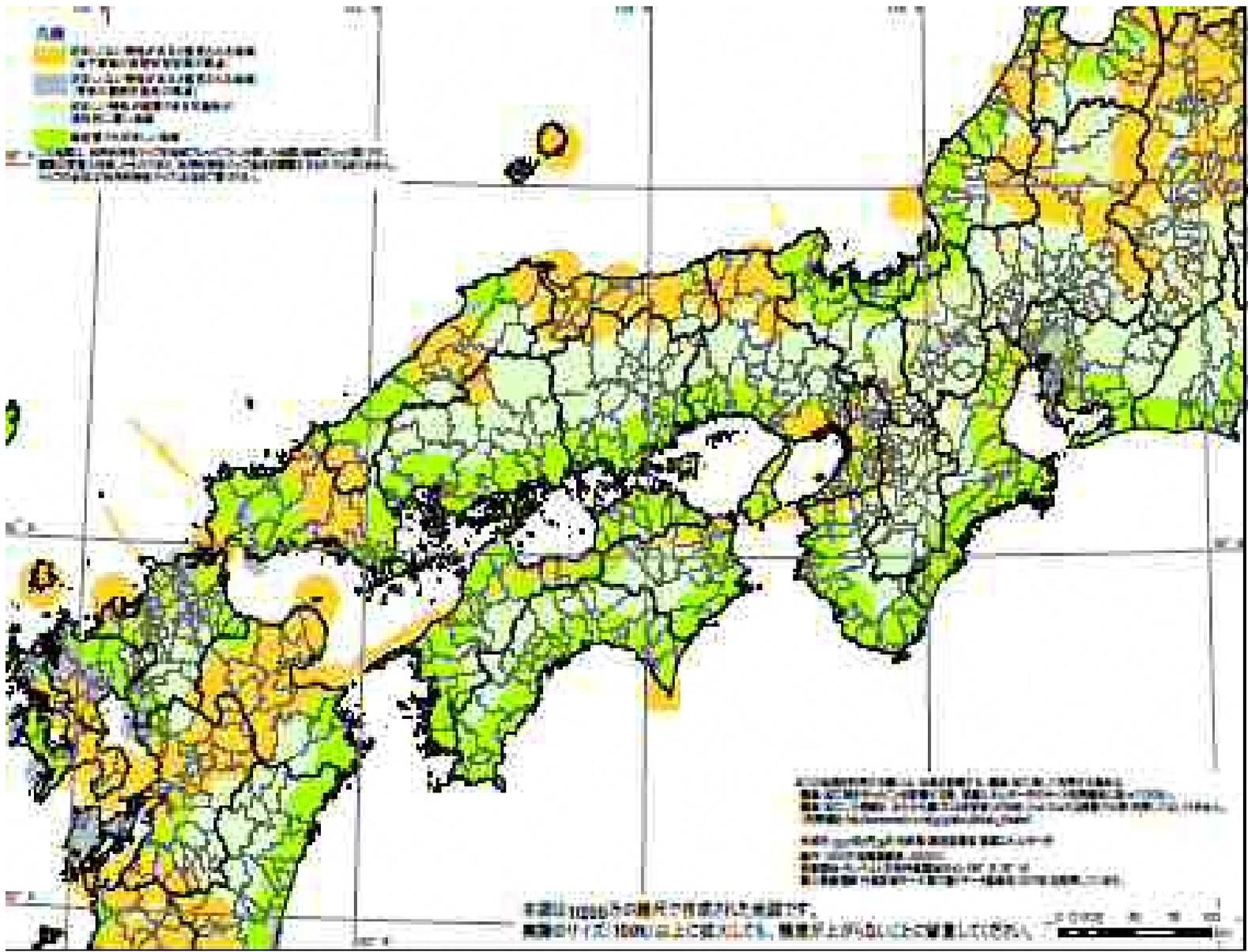
※各調査段階において、地元自治体の意見を聴き、これを十分に尊重する。

(反対の場合には次の段階へ進まない)

最終処分法で定められたこれまでの選定プロセス



科学的特性マップ(中四国地域抜粋版)



最終処分事業の現状(取り組みの整理)

廃棄物の状況

- ◆ 過去半世紀に及ぶ原子力発電の利用により、国内に多くの使用済燃料が保管されています。これが「高レベル放射性廃棄物」です。(日本では再処理され、ガラス固化体になります。)

事業の現状

- 人間の管理を必要としない処分のために地層処分に取り組んでいます。
- 平成12年、「特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律」が制定され、この法律に基づき、電気事業者により、事業主体として「原子力発電環境整備機構(NUMO)」が設立されました。以来、処分地選定の取り組みを進めているものの、未だに候補地が決まっていません。

NUMOの取り組み

- NUMOは高レベル放射性廃棄物等の最終処分についての理解活動を展開しています。

電力各社の取り組み

電力各社は発生責任者として、最終処分に係る理解活動を進めるために、国やNUMOと連携した全国・地域での広報・広聴活動等に取り組んでいます。

— メモ —
